

第 602 項 健康診断および試験

第 603 項 ワクチン接種および治療

(a) ワクチン接種

(b) 治療

第 604 項 隔離および検疫

(a) 認可

(b) 条件および原則

(c) 協力

(d) 隔離および検疫施設への立ち入り

第 605 項 隔離および検疫のための手順

(a) 一時的な隔離および検疫（非通告）

(b) 隔離または検疫（通告）

(c) 隔離および検疫からの解放

(d) 訴訟

(e) 弁護士への任命および請求の統合のための法廷

第 606 項 臨床検査試料の収集；検査の実施

(a) 標識

(b) 汚染

(c) 管理責任の流れ

(d) 犯罪捜査

第 607 項 保護された健康情報の閲覧および開示

(a) 閲覧

(b) 開示

第 608 項 医療従事者の免許および任命

(a) 医療従事者

(b) 他州の医療従事者

(c) 監察医または検死官の義務を遂行する職員

第 VII 条 公衆衛生上の緊急事態に関する公開情報

第 701 項 情報の流布

(a) 流布の方法

(b) 言語

(c) 可用性

第 702 項 精神衛生管理職員への面接

第 VIII 条 その他

第 801 項 表題

第 802 項 規則および規定

第 803 項 資金調達および経費

- (a) 資金の移動
- (b) 返済
- (c) 条件
- (d) 経費

第 804 項 責任

- (a) 州の免責
- (b) 個人の責任

第 805 項 補償

- (a) 接收
- (b) 訴訟
- (c) 補償額

第 806 項 分離可能性

第 807 項 廃止

第 808 項 保留条項

第 809 項 法の対立

- (a) 連邦法の優位性
- (b) 既存法との対立

第 810 項 発効日

前文

2001年9月11日のいたましい事件を受け、市民の健康、安全、および福祉を保護することが政府の最も重要な責任であると、国家として実感している。新たに出現する危険（新興・再興感染症や大量の民間人死傷者の発生など）は、住民にとって重大かつ差し迫った脅威をもたらす。したがって、公衆衛生上の緊急事態の防止、検知、管理、および封じ込めに新たな関心が向けられている。

バイオテロリズムや伝染病に惹起されるものを含め、健康危機の脅威に対しては、政府の極めて重要な機能を行使する必要がある。各州は州民の健康、安全、および福祉を保護する責任を担っているため、州および地方自治体は、公衆衛生上の緊急事態に対し迅速かつ有効に対応することができなければならない。したがって、モデル州法健康危機管理法(以下「法」とする)により、州知事および公衆衛生当局に特別な緊急権が付与される。

法において、公衆衛生上の緊急事態が発生した場合には、組織的で適切な対応を図るために総合計画の策定が要求される。この結果、データや記録の報告および収集の権限を付与することにより健康危機の早期発見が容易となり、また、特定の状況下において個人の健康情報の閲覧を許可することにより迅速な調査が可能となる。公衆衛生上の緊急事態発生時に、患者の介護、治療、および収容に必要とされる資産を使用、充当する権限、および汚染施設または汚染物質を破壊する権限が、州および地方自治体の当局者に付与される。さらに、有症者または伝染病に曝露した者に対して介護、検査、治療、および予防接種を行う権限、ならびに疾患の伝染を防止するために感染者を一般の人々から隔離する権限も付与される。

同時に、法において、公衆衛生上の緊急事態に対する州の対応能力は人々の尊厳を重んじ、権利を尊重するものでなければならないとされている。公益の促進を図るために、健康危機における緊急権の発動を計画する。緊急権は、公衆衛生上の脅威および疾患の伝染に関する科学的な確固たる理解に基づくものでなければならない。正義の原則に基づき、州および地方自治体は、個人および集団に対して公正と寛容をもって行動する義務を有する。したがって、緊急権を発動する際には、健康への重大な脅威の制御という主たる目的と十分に整合性がとれる範囲内で、感染者または曝露した者の市民権、自由および要望を守ることが法において規定されている。

従来、公衆衛生法および法廷では個人の市民的自由と公益の均衡を図ってきた。

最高裁判所長官 Harlan 氏が [米国最高裁判所の重要判例 Jacobson v. Massachusetts] に記載しているように、「国民全体が各市民と盟約を結び、各市民が国民全体と盟約を結び、すべてが「公益」を目的とする然るべき法により統治されるものとする」。当該法においても、このような均衡を図り、市民権および自由を過度に干渉することなく、健康危機の脅威を防止、検知、管理、および包含する能力が州および地方自治体の当局者に付与されている。法により、公衆衛生上の緊急事態に対する強力で有効かつ時宜を得た対応を確保すると同時

に、あらゆる集団に属する個人、あらゆる背景を持つ個人に対する尊重を育むことが要求される。

公衆衛生法の近代化は、公衆衛生上の緊急事態における住民保護の重要な部分であるが、公衆衛生システムそのものを改善しなければならない。公衆衛生上の緊急事態に備えて、十分な訓練を受けた公衆衛生従事者、有効なデータシステム、および研究室の十分な能力が必要とされる。

第1条 表題、所見、目的および定義

第101項 略称 本法は「モデル州法健康危機管理法」として引用することができる。

第102項 法的所見 [州議会]では、以下の内容を確認する—

- (a) 政府は、市民の健康、安全、および一般的福祉を保護するために多くのことを実施しなければならない。
- (b) 新たに出現する危険(新興・再興感染症や大量の民間人死傷者の発生など)は、重大かつ差し迫った脅威をもたらす。
- (c) 公衆衛生上の緊急事態の防止、検知、管理、および封じ込めに新たな関心を向ける必要がある。
- (d) バイオテロリズムに惹起されるものを含め、健康危機の脅威に対しては、政府の特別権限および機能を行使する必要がある。
- (e) 当州は、公衆衛生上の潜在的または実際の緊急事態に迅速かつ有効に対応する能力を有していなければならない。
- (f) 健康危機における緊急権の発動は、公益の促進を図ることを目的とするものでなければならない。
- (g) 健康危機における緊急権は、公衆衛生上の脅威および疾患の伝染に関する科学的な確固たる理解に基づくものでなければならない。
- (h) 正義および差別禁止の原則に基づき、個人および集団に対し公正と寛容をもって行動することを当州の義務とする。
- (i) 自由、身体の完全性、およびプライバシーに対する人々の権利は、公衆の健康と安全性の維持および保持と十分な整合性がとれる範囲で尊重されなければならない。
- (j) 本法は、当州の市民の健康と安全を保護する上で必要である。

第103項 目的 本法の目的は以下のとおりである—

- (a) 公衆衛生上の緊急事態が発生した場合に、組織的かつ適切な対応を図るための包括的な計画の策定を要求する。
- (b) データや記録の報告および収集、財産管理、人々の保護、および情報伝達手段の利用に対する権限を付与する。
- (c) 健康危機の早期発見を容易にし、特定の状況下において個人の健康情報の閲覧を許可することにより迅速な調査を可能にする。
- (d) 州および地方自治体の当局者に、患者の介護、治療、予防接種および収容に必要とされる建物を使用、充当する権限、および汚染施設または汚染物質を破壊する権限を付与する。
- (e) 州および地方自治体の当局者に、有症者または伝染病に曝露した者に対して介護、検査、治療、および予防接種を行う権限、ならびに疾患の伝染を防止するために感染者を一般の人々から隔離する権限を付与する。
- (f) 健康への重大な脅威の制御という主たる目的と十分に整合性がとれる範囲内で、感染者または曝露した者の要望が適切に対処されることを確保する。

- (g) 市民権および自由を過度に干渉することなく、健康危機の脅威を防止、検知、管理、および包含する能力を州および地方自治体の当局者に付与する。

第104項 定義

- (a) 「バイオテロリズム」とは、政府機関の運営に影響を与えること若しくは民間人への威嚇・威圧を目的として、バイオテクノロジーの結果として作り出される可能性がある微生物、ウイルス、感染物質、または生物学的製剤、若しくは微生物、ウイルス、感染物質または生物学的製剤などの成分で自然発生またはバイオ工学処理したものを意図的に使用して、ヒト、動物、植物、または他の生物において死亡、疾患、または他の生物学的異常を引き起こす行為をいう。
- (b) 「管理責任の流れ」とは、検体の初回採取から最終処分までの管理及び説明責任を維持し、検体の採取、取り扱い、試験、保存、および輸送、並びに試験結果報告の各段階で説明責任を果たすことを目的として、検体を追跡する方法である。
- (c) 「伝染病」とは、人から人へ伝播する可能性がある感染症のことである。
- (d) 「医療施設」とは、公共または民営（営利または非営利目的）に関わらず、全ての人に医療、治療、看護、リハビリ療法または予防医療を行うために使用、運営、または計画される非連邦政府の医療機関、建物、若しくは独立行政法人あるいはその一部を意味する。これには以下をはじめとするものが含まれる：外来外科施設、在宅医療サービス、ホスピス、病院、診療所、中間的ケア施設、腎臓治療センター、長期ケア施設、医療支援施設、精神衛生センター、外来患者施設、保健所、リハビリテーション施設、全寮制治療施設、高度看護施設、および成人デイケア・センター。また、以下などの帰属建物も、前述の施設に対して使用または関連して使用される場合には、「医療施設」に該当する：臨床検査室；研究施設；薬局；ランドリー施設；医療従事者訓練および宿泊施設；患者、見舞客、および医療従事者用フードサービス施設；並びに医療専門職または医療サービス従事者用の事務所および事務所用建物。
- (e) 「医療従事者」とは、医療サービスを提供する者または事業体を指し、以下などが含まれる：病院、診療所および事務所、特別介護施設、臨床検査室、医師、薬剤師、歯科医、医師助手、専門看護師、登録看護師および他の看護師、救急救命士、救急隊員または検査技師、救急・緊急医療従事者。
- (f) 「感染症」とは、菌類、バクテリア、寄生虫、原生動物、またはウイルスなどの生物または他の病原体によって引き起こされる疾患である。感染症によっては、人から人、また動物から人、あるいは昆虫から人などの感染経路をとるものがある。
- (g) 「感染性廃棄物」とは —
- (i) 「生物学的廃棄物」：血液および血液製剤、排泄物、滲出液、分泌物、吸引した体液および他の体液、および血液または体液が付着した廃棄物；
- (ii) 「培養液および菌株」：原因菌および関連する生物学的製剤（検体の培養液や培養皿、および培養液の移動・播種・混合に使用した用具など）、生物製剤の生産物や血清から発生した廃棄物、および廃棄された生および弱毒ワク

チン；

- (iii) 「病理学的廃棄物」：生検材料および全てのヒト組織・臓器器官（外科術、産科処置、剖検または検死および実験手技の結果として発生するもの）、および研究時に病原体に曝露した動物の死骸、当該動物から発生する敷きわらや他の廃棄物、但し、歯またはホルムアルデヒドや他の防腐薬は除く；および
- (iv) 「鋭利器具」：針、針を取り付けた I.V. チューブ、外科用メスの刃、ランセット、割れやすいガラス管、および滅菌容器から取り外されたシリンジ。
- (h) 「隔離」とは、非隔離者への疾患の伝染を防止または制限するために、伝染病または伝染病である可能性が高い疾患に現在感染している、若しくは当然感染していると考えられる個人または個人の集団を非隔離者から物理的に隔離または収容することである。
- (i) 「精神衛生管理職員」には、以下をはじめとするものが含まれる：精神科医、心理学者、ソーシャルワーカー、および危機カウンセリング・ボランティアグループ。
- (j) 「組織された民兵」には、以下のものが含まれる：州兵、陸軍州兵、空軍州兵、および当該州法の下で組織される他の全ての兵力。
- (k) 「保護された健康情報」とは、口頭、書面、電子的、画像、または他のいかなる形態であろうと、以下に示すあらゆる情報を指す：個人の過去、現在または将来の身体的・精神的状態、病状、治療、サービス、購入した製品、または治療に関連する全ての情報、および情報の対象とされる医療を受けている個人の身元が判明するような全ての情報、あるいは当該情報がその個人の身元を明らかにするために使用され得ると考えられる正当な理由がある場合の情報（この場合、情報は単独で使用、若しくは当該情報を受領すると予測されている者が実際に利用可能である、または当然利用可能であると考えられている他の情報と共に使用されることを意味する）
- (l) 「公衆衛生当局」とは、〔挿入：州の主要公衆衛生機関の部門・課・局の名称〕、または公衆衛生の保護または保全を主な目的として活動する地方自治体の機関、あるいは〔挿入：州の主要公衆衛生機関の部門・課・局の名称〕若しくは地方の公衆衛生機関を代表して活動することを直接認可されている者を指す。
- (m) 「公衆衛生上の緊急事態」とは、下記の疾患や健康状態、若しくはその脅威が差し迫っていることを指す：
 - (1) 以下のいずれかにより惹起され则认为られている：
 - (i) バイオテロリズム；
 - (ii) 新規の病原体または生物毒素の出現、あるいは既に制圧または根絶されていた病原体または生物毒素の出現；
 - (iii) 〔自然災害；〕
 - (iv) 〔化学攻撃または偶発的放出；〕
 - (v) 〔核攻撃または事故；〕および
 - (2) 以下に示すいずれかの危害が高い確率で発生する：

- (i) 被災者の多数の死亡；
 - (ii) 被災者における多数の重大または長期の障害
 - (iii) 多数の被災者に将来にわたり実質的損害が発生する重大なリスクをもたらす病原体または毒物への広範な曝露
- (n) 「公衆安全当局」とは、[挿入：州の主要安全衛生機関の部門・課・局の名称]、または公衆衛生の保護または保全を主な目的として活動する地方自治体の機関、あるいは[挿入：州の主要公衆安全機関の部門・課・局の名称]若しくは地方の公衆安全機関を代表して活動することを直接認可されている者を指す。
- (o) 「検疫」とは、非検疫者への疾患の伝染を防止または制限するために、伝染病に曝露しているまたは曝露した可能性があるが、伝染病の徴候または症状を示していない個人または個人の集団を非隔離者から物理的に隔離または収容することである。
- (p) 「検体」には以下などが含まれる：規定の試験を実施する上で必要な血液、喀痰、尿、大便、他の体液、廃棄物、組織、および培養液。
- (q) 「試験」には以下などが含まれる：疾患の蔓延防止または公衆の健康・安全・福祉の保護に必要な、全ての診断分析および調査分析が含まれる。
- (r) 「予審法廷」とは、隔離または検疫が発生する地域の予審法廷、すなわち、本法第11条の下で「公衆衛生上の緊急事態対応計画」により指定されている法廷、若しくは公衆衛生緊急事態が宣言された地域の予審法廷に対して指定した法廷のことである。

立法経過

「バイオテロリズム」に対する定義は、18 U. S. C. A § 178 (West 2000)における定義、および会計検査院で使用されている定義から翻案したものである。「管理責任の流れ」、「検体」、および「試験」の定義は、ALA. CODE § 25-5-331 (2000)から翻案したものである。「医療施設」の定義は、以下から翻案したものである：ARK. CODE ANN. § 20-13-901 (Michie 2000)；CAL. BUS. & PROF. CODE § 4027；FLA. STAT. ANN. § 159.27 (West 2000)。「医療従事者」の定義はOKLA. STAT. ANN. tit. 74, § 1304 (West 2001)から翻案したものである。「感染性廃棄物」の定義はOR. REV. STAT. § 459.386 (1999)以下から翻案したものである。「組織された民兵」の定義はNY CLS MILITARY § 1 (2001), MISS CODE ANN § 33-1-1 (2001), O. C. G. A. § 38-2-2 (2000), and CONN. GEN. STAT. § 27-141 (2001)から翻案したものである。「公衆衛生当局」および「保護された健康情報」の定義はLAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBLIC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。「公衆衛生上の緊急事態」の定義はCOLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2103(1.5) (West 2001)から翻案したものである。

第 11 条 公衆衛生上の緊急事態対応計画

第 201 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画委員会 知事は、以下により構成される公衆衛生上の緊急事態対応計画委員会(以下、「委員会」)を任命するものとする：州長官、またはその指名を受けた者、知事が公衆衛生上の緊急事態の準備態勢として妥当であると考えられる機関、州議会議員の代表グループ、司法部のメンバー、知事が選定した他の者。また、知事は委員会の長を任命するものとする。

立法経過

第 201 項は COLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2104 (West 2001) ; 2001 ILL. LAWS 73(5) から翻案したものである。

第 202 項 公衆衛生上の緊急事態対応計画

(a) 内容 委員会は、任命から 6 カ月以内に、以下に関する規定またはガイドラインを収録した、公衆衛生上の緊急事態対応計画書を知事に送付ものとする：

- (1) 本法に準拠し、公衆衛生上の緊急事態発生時に住民への通知および連絡；
- (2) 資源、人的資源、および役務（州、地域、部族、および連邦機関による対応の連携など）に関する中央での調整；
- (3) 医療品、薬剤、ワクチン、食料、シェルター、衣服、およびベッド等をはじめとする極めて重要な資材の探索・調達・保管・輸送・保守・配給；
- (4) 第 301 項における報告要求事項の遵守；
- (5) 司法当局の継続的で有効な実施業務（必要と考えられる場合には、本法に記載されている隔離および検疫の問題に関して、緊急時の判定士としての責務を果たす職員の特定および訓練を含む）；
- (6) 住民を避難させる方法、および避難住民への住居および食事の供給；
- (7) 感染疾患の診断や治療にあたる医療従事者の特定および訓練；
- (8) 本法の条項に従った、人々への予防接種；
- (9) 公衆衛生上の緊急事態の起因となる疾患または健康状態に曝露した可能性がある、若しくは感染した人々の治療。
- (10) 本法の条項に従った、感染性廃棄物および遺体の安全な処分；
- (11) 公衆衛生上の緊急事態発生時に、隔離、検疫、予防接種、検査、または治療を受けた人々の安全かつ有効な管理；
- (12) 感染者の感染源および転帰の追跡；
- (13) 州内の各市および郡が以下を特定していることの確認—
 - (i) 本法の隔離または検疫に関する条件および原則に従って、人々を隔離または検疫できる施設；
 - (ii) 医療品、食料、および他の生活必需品を住民に配布できる施設；
 - (iii) 公衆衛生および緊急時作業従事者の収容および給食が可能な施設；および

- (iv) 人々および物資の輸送に関する経路および手段；
- (14) 関連性が考えられる文化的基準、価値観、宗教的原則、および伝統；
および
- (15) 本法の目的を遂行するために必要な他の手段。
- (b) 配布先 委員会は、本計画書の実行担当者、他の関係者、および一般市民に本計画書を配布し、レビューおよびコメントを求めるものとする。
- (c) 再検討 委員会は、公衆衛生上の緊急事態に対応するために、毎年、計画書の再検討を行うものとする。

立法経過

第 202 項は COLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2104 (West 2001)； 2001 ILL. LAWS 73(5) から翻案したものである。

第 111 条 公衆衛生上の緊急事態の検知および追跡手段

第 301 項 報告

- (a) 疾患または健康状態 医療従事者、検死官、または監察医は、公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる疾患または健康状態を示す人々に関して全症例の報告を行うものとする。報告義務のある疾患または健康状態には、以下などが含まれる：42 C.F.R. § 72, app. A (200) に記載されている生物剤により引き起こされた疾患、および公衆衛生当局が特定したあらゆる疾患または健康状態。
- (b) 薬剤師 医療従事者に対する前述の要求事項に加えて、薬剤師は、公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる処方率の異常または増加、処方タイプの異常、または異常な来局傾向に関して報告を行うものとする。報告書が必要な処方に関連する事象には以下などをはじめとするものが含まれる—
- (1) 公衆衛生当局が規定を介して特定する病態を治療するための処方薬または市販医薬品の処方件数の異常な増加；
 - (2) 抗生物質の処方件数の異常な増加；および
 - (3) 比較的稀な疾患、またはバイオテロリズムに関連する可能性がある疾患を治療するあらゆる処方。
- (c) 報告の方法 報告書は、公衆衛生当局に電子メールまたは書面にて [24 時間] 以内に報告するものとする。報告書には以下の情報を入手可能な限り多く記載するものとする：報告書の対象である特定の疾患および健康状態；患者名、生年月日、性別、人種、職業、および現住所ならびに職場所在地(市・郡を含む)；医療従事者、検死官、または監察医の氏名・住所(報告者が異なる場合にはその氏名・住所)；およびフォローアップのために患者の所在確認に必要とされる他のあらゆる情報。動物や昆虫による刺咬傷に関連する場合、原因動物または昆虫に関する疑いのある位置情報、および判明している所有者の氏名・住所を報告するものとする。
- (d) 動物の疾病 すべての獣医、家畜所有者、獣医科診断検査室長、または動物の管理担当者は、公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる疾患に罹患している、または罹患している疑いのある動物に関して報告するものとする。報告書は、公衆衛生当局に電子メールまたは書面にて [24 時間] 以内に報告するものとし、報告書には以下の情報を入手可能な限り多く記載するものとする：報告書の対象とされる特定の疾患および健康状態；動物に関する疑いのある位置情報、判明している所有者の氏名・住所、および報告者の氏名・住所。
- (e) 検査室 本項の目的上、州外の臨床検査室が当州の報告要求事項に同意した場合には、その検査室を「医療従事者」の定義に含めるものとする。検査結果は、検査を実施する検査室が報告しなければならないが、州外の検査室へ検体を送る場合には、州内の検査室も結果報告に対する責任を負うものとする。
- (f) 実施 公衆衛生当局は、現行の実施規則・規定に従い、本項の規定を実施することができる。

立法経過

第 301 項において、小区分(a)～(d)で使用した言い回しは、6 COLO. CODE REGS. § 1009-1, reg. 1 (WESTLAW through 2001) から翻案したものであるが、但し(b)における事象のリストに関しては「バイオテロリズム対策計画書：医療施設に対するテンプレート」(米国感染対策専門家協会 (APIC) のバイオテロリズム対策委員会、および米国疾病管理・予防センター (CDC) の院内感染症プログラム・バイオテロリズム作業部会により作成)。小区分(e)は6 COLO. CODE REGS. § 1009-1, reg. 3 (WESTLAW through 2001)から翻案したものである。

第 302 項 追跡

公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる疾患または健康状態に関する症例の存在を突き止め、当該全症例に対する感染源の調査を行って適切な規制措置の対象であることを確認、および疾患または健康状態の分布を明確にするものとする。当該職務を遂行するために、公衆衛生当局は、以下のようにして、曝露した個人を特定する。

- (a) 個人識別 公衆衛生当局は本法第 301 項に従って構築した情報または他の信頼できる情報に基づき行動し、公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる疾患または健康状態を来したと考えられる全ての個人を特定するものとする。
- (b) 個人面談 曝露した個人を確実に確認する際の補佐、および疾患または健康状態の蔓延に関連する情報の構築に必要とされる場合、公衆衛生当局は、当該個人に対して助言や面接を行うものとする。当該情報には、疾患または健康状態の感染者および被感染者と考えられる者の氏名および住所(市・郡を含む)を付加する。
- (c) 施設または物資の検査 当該施設または物資が公衆衛生を脅かす可能性があると当然考えられる場合、公衆衛生当局は、検査目的で、施設の閉鎖、立ち退き、除染、または物質の除染または破壊を行うものとする。
- (d) 実施 公衆衛生当局は、現行の実施規則・規定に従い、本項の規定を実施することができる。本項の目的を遂行するため、公衆衛生当局が受けた命令は、公衆安全当局により直ちに強制執行できるものとする。

立法経過

第 302 項「追跡」項目の主文は、CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120575 (West 1996) から翻案したものである。小区分(a)および(b)は以下から翻案したものである：FLA. STAT. ANN. § 392.54 (West 1998)；CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120555 (West 1996)；N.Y. COMP. CODES R. & REGS. tit. 10, § 2.6 (LEXIS through Oct. 12, 2001)。

第 303 項 情報の共有

- (a) 公衆安全当局、他州または地方の政府機関は、報告すべき疾患または健康状態、異常な集団、または公衆衛生上の緊急事態との因果関係が考えられる事象を知り得た場合は常に、速やかに公衆衛生当局に通知するものとする。
- (b) 公衆衛生当局は、報告すべき疾患または健康状態、異常な集団、またはバイオテ

ロリズムとの因果関係が当然考えられる疑わしい事象を知り得た場合は常に、速やかに公衆安全当局、部族担当局、連邦政府の健康・公衆安全当局に通知するものとする。

- (c) 報告すべき疾患または健康状態、異常な集団、若しくは疑わしい事象に関して、公衆衛生当局と公衆安全当局間で共有する情報は、公衆衛生上の緊急事態の処置、管理、および予防に必要な情報に限定されるものとする。

立法経過

第 303 項は 6 COLO. CODE REGS. § 1009-1, reg. 6 (WESTLAW through 2001) から翻案したものである。

第 IV 条 公衆衛生上の緊急事態に関する宣言

第 401 項 宣言 公衆衛生上の緊急事態は、第 1-103 項 (m) に定義される「公衆衛生上の緊急事態」が発生した場合に、州知事により宣言することができる。宣言に先立ち、知事は公衆衛生当局と協議するものとし、必要に応じて、更に公衆衛生または他の専門家と協議を行うことができる。迅速かつ時宜を得た対策が必要とされる状況において、知事は、公衆衛生当局または他の専門家と協議を行うことなく、公衆衛生上の緊急事態の宣言を行うために職務を執行することができる。

立法経過

第 401 項は、COLO. REV. STAT. ANN. § § 24-32-2104(3) (a), 4 (West 2001) ; 42 U. S. C. A. § 247d (West 1991 & Supp. 2001) に収録された言い回しから翻案したものである。

第 402 項 宣言内容 公衆衛生上の緊急事態は、以下の事項を指定する行政命令によって宣言されるものとする：

- (a) 公衆衛生上の緊急事態の性質
- (b) 宣言の対象となる行政単位または地理的区域
- (c) 公衆衛生上の緊急事態を引き起こした状況
- (d) 30 日未満の場合、公衆衛生上の緊急事態の持続期間、および
- (e) 緊急事態に対応する主要公衆衛生当局

立法経過

第 402 項は COLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2104(4) (West 2001) ; 2001 LA. ACTS 1148 から翻案したものである。

第 403 項 宣言の影響 公衆衛生上の緊急事態を宣言することにより、被災した行政的小区域または地理的区域における州・地方・管轄区域間の緊急災害計画の災害対応・復旧面を促進させるものとする。当該宣言により、上記計画を適用するいかなる部隊の配置および利用、ならびに収集、備蓄された、あるいは本法に従って利用可能な必需品、備品、および資材・施設の使用または配置に対する権限を付与されるものとする。

- (a) 緊急権 公衆衛生上の緊急事態において、知事は以下を行うことができる：
 - (1) 規定を厳密に遵守することで、公衆衛生上の緊急事態に対応するために公衆衛生当局が必要とする措置(緊急購入を含む)を妨害、阻害、または遅延させる、あるいは住民の健康への脅威を増加させることになる範囲まで、州業務、または州機関の命令、規則および規定を実施するための手順を規定するあらゆる規制法規の規定を保留する。
 - (2) 公衆衛生上の緊急事態に対応するために当然必要とされる場合、州政府およびその行政単位の利用可能な全ての資産を使用する。
 - (3) 公衆衛生上の緊急事態に関連する対応・復旧計画を実施あるいは促進する

ために、州の部署や機関の管理職、職員または機能を移す。

- (4) 組織された民兵の全てまたは一部を州の役務に動員する。組織された民兵の現役任務への召集を命じる指令には、動員の目的および達成すべき目標を提示するものとする。
 - (5) 当州と各州間で締結した緊急時の協定に基づき、他州と相互に援助を行う。
 - (6) 連邦政府の計画または要求事項に従って、連邦政府からの援助を要請する。
- (b) 調整 公衆衛生当局は、州の公衆衛生上の緊急事態への対応に付随する全ての問題の調整を行うものとする。公衆衛生当局は、以下に対する一次管轄権、責任、および権限を有するものとする：
- (1) 州における、公衆衛生上の緊急事態に対する評価、緩和、準備対応、および復旧の計画および実行；
 - (2) 州と地方自治体間の公衆衛生上の緊急事態の対応の調整；
 - (3) 連邦政府関係当局、他州の選出された関係者、民間機関または企業との連携；
 - (4) 公衆衛生上の緊急事態発生後の、復旧作業および緩和イニシアチブの調整；および
 - (5) 公衆衛生上の緊急事態対応の実施に関する広報活動の組織化。
- (c) 身分証明書 公衆衛生上の緊急事態宣言発令後、緊急作業に従事する全ての公衆衛生職員に対し、特別な身分証明書を可能な限り速やかに発行するものとする。身分証明書には、公衆衛生上の緊急事態における公衆衛生機能および緊急権行使の権限を有していることを明示するものとする。公衆衛生職員は身分証明書を身につく場所に装着するものとする。

立法経過

第 403 項の本文は COLO. REV. STAT. ANN. § 2432-2104 (5) (West 2001) ; 2001 ILL. LAWS 73 (11) から翻案したものである。第 403 項、小区分 (a) は 2001 ILL. LAWS 73 (7) から翻案したものであるが、第 4 項目に関しては ARIZ. REV. STAT. ANN. § 26-172 (West 2000) によるものである。小区分 (b) は、緊急事態の管理支援協定 (Emergency Management Assistance Compact) およびアラスカ州の州間市民防衛と災害協定 (Interstate Civil Defense and Disaster Compact) 第 26 条第 23 節第 130 項を考慮して草案したものである。小区分 (c) は KY. REV. STAT. ANN. § 39A.050 (2) (d) (LEXIS through 2001 Sess.) から翻案したものである。

第 404 項 施行 公衆衛生上の緊急事態において、本法に従い命令を執行する際に、公衆衛生当局は公衆安全当局へ支援を要請することができる。公衆衛生当局から命令を執行する際に、公衆安全当局は組織された民兵に支援を要請することができる。

立法経過

第 404 項は ARIZ. REV. STAT. ANN. § 26-172 (West 2000) から翻案したものである。

第 405 項 宣言の停止

- (a) 行政命令 緊急事態の原因となった疾患または健康状態が発生することにより、被災者集団において、多くの死亡者、多くの重大で永続的または長期に及ぶ機能不全、若しくは多数の被災者に将来にわたり実質的損害が発生する重大なリスクがもはや発生することがないことが判明すると同時に、知事は、行政命令により、公衆衛生上の緊急事態の宣言を終結するものとする。
- (b) 自動停止 本法の他の規定に妨げられることなく、本条項に記載した同様の基準および手順に基づき、知事が改めて宣言を発令しない限り、公衆衛生上の緊急事態の宣言は 30 日後に自動的に終結するものとする。当該再宣言は、本条項に記載した同様の基準および手順に基づき、知事が改めて宣言を発令しない限り、30 日後に自動的に終結するものとする。
- (c) 州議会 緊急事態の原因となった疾患または健康状態が発生することにより、被災者集団において、多くの死亡者、多くの重大で永続的または長期に及ぶ機能不全、若しくは今後多くの実質的な危害をもたらすような重大なリスクが発生していない、又はもはや発生することがないことが判明すると同時に、最初の宣言日以降の任意の時点で、州議会は両院における多数決に基づき、公衆衛生上の緊急事態の宣言を終結するものとする。州議会による当該終結は、知事によるいかなる再宣言にも優先するものとする。
- (d) 停止命令の内容 公衆衛生上の緊急事態宣言を終結する全ての命令または法的措置には、緊急事態の本質、脅威を受けている区域、および宣言の終結を可能にする条件を示すものとする。

立法経過

第 405 項は以下の州法から翻案したものである： COLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2104(3) (a), 4 (West 2001) ; 42 U. S. C. A. § 247d (West 1991 & Supp. 2001) ; 2001 LA. ACTS 1148。

第V条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：財産の管理

第501項 施設および物資に関する緊急措置 公衆衛生上の緊急事態が存在している期間において、公衆衛生当局は、以下の施設または物資に対して権限を行使することができる—

- (a) 施設 公衆衛生に危害を及ぼす可能性があると考えられる妥当な理由がある施設を閉鎖、施設からの避難を命令および強制、または施設を除染する若しくは除染させること。
- (b) 物資 公衆衛生に危害を及ぼす可能性があると考えられる妥当な理由がある物資を除染する若しくは除染させるか、あるいは破壊すること。

立法経過

第501項、小区分(a)は、GA. CODE ANN. § 38-3-51(1995) から翻案したものである；
小区分(b)は、COLO. REV. STAT. ANN. § 24-32-2104 (West 2001) から翻案したものである。

第502項 施設並びに財産の利用および管理—通則 公衆衛生上の緊急事態が存在している期間において、公衆衛生当局は、以下の施設または物資、道路、または公共区域に対して権限を行使することができる—

- (a) 物資および施設の使用 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、その迅速に占有する権利を用いて、収用または他の方法により、物資・施設の調達、建築、リース、運搬、保管、保守、修理、または配給を行うこと。物資および施設には以下をはじめとするものが含まれる：通信装置、運搬装置、燃料、食物、および衣服。
- (b) 医療施設の使用 公衆衛生のために医療または施設の使用が妥当かつ必要とされる場合には、医療施設としての州における免許下付、認可、または業務継続の条件として、医療施設に対し医療の提供またはその施設の使用を要請すること。医療施設の利用に関しては、公衆衛生上の緊急事態宣言の終結を超えない範囲で、期間を限定または限定せずに、医療施設の管理・監視を公衆衛生当局へ委譲することができる。
- (c) 物資の管理 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、割当量の配給および使用、出荷・配給の禁止、または他の手段により、食物、燃料、衣料品および他の日用品の使用、販売、分配、流通、または輸送に対して検査、管理、制限、および調整を行うこと。
- (d) 道路および公共区域の管理
 - (1) 人々の避難または救急医療の提供に関して、経路、輸送方法、および目的地を指示すること。
 - (2) 当該措置が公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合、被災地区または危険が迫っている地区への出入り、区域内での人の移動、および当該区域の家屋への居住を規制または制限すること。

立法経過

第 502 項、小区分(a)および(c)は、GA. CODE ANN. § 38-3-51 (1995) から翻案したものである。小区分(c)および(d)は、2001 LA. ACTS 1148 ; 2001 ILL. LAWS 73 から翻案したものであるが、(d) (2)に関しては GA. CODE ANN. § 38-3-51 (1995) によるものである :

第 503 項 感染性廃棄物の安全な処分 公衆衛生上の緊急事態の発生中に、公衆衛生当局は、感染性廃棄物の安全な処分に関して以下の権限を行使することができる—

- (a) 措置の採用 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、感染性廃棄物の安全な処分を行うための措置を採用し実施すること。当該措置には以下などの項目が含まれる：感染性廃棄物の収集、保管、取り扱い、破壊、処置、輸送、および廃棄。
- (b) 施設の管理 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で当該措置が妥当かつ必要とされる場合には、当州の法の下に、感染性廃棄物の収集・保管・取り扱い・破壊・処置・輸送・廃棄の認可を受けた企業または施設、並びに埋立て業者又は他のかような土地に対し、当該企業または施設としての州における免許下付、認可、または業務継続の条件として、感染性廃棄物の受け入れ、またはサービスの提供、あるいは企業・施設または土地の利用を要請すること。企業・施設または土地の利用に関して、公衆衛生上の緊急事態宣言の終結を超えない範囲で、期間を限定または限定せずに、当該企業・施設または土地の管理・監視を公衆衛生当局へ委譲することができる。
- (c) 施設の使用 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、当州の法の下に感染性廃棄物の収集・保管・取り扱い・破壊・処置・輸送・廃棄の認可を受けた企業または施設、並びに埋立て業者又は他のかような土地に対し、その迅速に占有する権利を用いて、収用または他の方法で接收を行うこと。
- (d) 識別 感染性廃棄物を収納する全ての袋、容器、または他の容器には、感染性廃棄物が収納されていることを明確に示すものとし、また感染性廃棄物が判明している場合には、そのタイプを記載するものとする。

立法経過

第 503 項、小項目(d)は、以下から翻案したものである：OR. REV. STAT. § 459.390 (1999) ; MINN. STAT. ANN. § 116.78(2). (West 1997 & Supp. 2001) ; MONT. CODE ANN. § 75-10-1005 (2001) 。

第 504 項 遺体の安全な処分 公衆衛生上の緊急事態の発生中に、公衆衛生当局は、遺体の安全な処分に関して以下の権限を行使することができる—

- (a) 措置の採用 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、遺体の安全な処分を行うための措置を採用し実施すること。当該措置に

は以下などの項目が含まれる：遺体の防腐処理、埋葬、焼却、土葬、発掘、輸送、および処分。

- (b) 占有 遺体の入手または管理を行うこと。
- (c) 処分 死後 24 時間以内に埋葬または焼却により、伝染病による死亡者の遺体の処分を命令すること。いかなる遺体を処分する場合にも、死亡者またはその家族の宗教的、文化的、民族的、および個人的信仰を可能な範囲内で考慮するものとする。
- (d) 施設の管理 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で当該措置が妥当かつ必要とされる場合には、当州の法の下に、遺体の防腐処理・埋葬・焼却・土葬・発掘・輸送・廃棄の認可を受けた企業または施設に対し、かような企業または施設として州における免許下付、認可、または業務継続の条件として、遺体の受け入れを要請すること。企業・施設の利用に関して、公衆衛生上の緊急事態宣言の終結を超えない範囲で、期間を限定または限定せずに、当該企業または施設の管理・監視を公衆衛生当局へ委譲することができる。
- (e) 施設の使用 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、この州の法の下に遺体の防腐処理・埋葬・焼却・土葬・発掘・輸送・処分の認可を受けた企業または施設を、その迅速に占有する権利を用いて、収用または他の方法で接收すること。
- (f) ラベル付け 処分前の全ての遺体に、死亡者および死亡状況を特定するために利用可能な情報をラベルに明確に記載するものとする。伝染病による死亡者の遺体には、感染遺体であることを示すタグを外部の目の見えるところに表示し、また判明している場合には、その伝染病名を記載するものとする。
- (g) 識別 遺体の処分を担当する者は全て、各遺体の書面による記録または電子記録、および死亡者ならびに死亡状況と処分状況を特定する利用可能な全ての情報を保存するものとする。処分に遺体を特定することができない場合、有資格者は、可能な範囲内で、遺体の指紋採取と写真撮影を行い、身元確認できる歯科情報を入手し、DNA 検体を収集するものとする。本項に基づき収集した全ての情報は、速やかに公衆衛生当局に転送するものとする。

立法経過

第 504 項、小区分(a)は、以下から翻案したものである：CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 102115 (West 1996)；GA. CODE ANN. § 43-18-72(b) (1999)。小区分(b)は、CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120140 (West 1996)から翻案したものである。小区分(c)は、OHIO REV. CODE ANN. § 3707.19 (Anderson 1999)から翻案したものである。小区分(d)は、KY. REV. STAT. ANN. § 39F.020 (4) (LEXIS through 2001 Sess.)から翻案したものである。小区分(f)は、LA. REV. STAT. ANN. § 40:1099.1 (West 2001)から翻案したものである。小区分(g)は、OHIO REV. CODE ANN. § 313.08 (Anderson 1998 & Supp. 2000)から翻案したものである。

第 505 項 医療消耗品の管理

- (a) 調達 公衆衛生当局は、抗毒素、血清、ワクチン、免疫剤、抗生物質、および他の医薬品または医療品が公衆衛生上の緊急事態の準備または管理に必要であると判断した場合、さらに法的許可を得ることなく、当該製品の購入および配布を行うことができる。
- (b) 配給 公衆衛生上の緊急事態の発生により、上記(a)に記載されている製品が全州的または地域的な不足あるいは不足の危機に陥る結果に至った場合、公衆衛生当局は、当局による当該製品を購入の有無に関係なく、割当量の配給・使用、出荷の禁止、配分、または他の手段を用いて、州民の公衆衛生、安全、および福祉を保護するために必要な当該製品の使用、販売、分配、流通、または輸送に対する管理、制限、および調整を行う。
- (c) 優先順位 配給または他の供給や流通を決定にする際に、公衆衛生当局は、医療従事者、災害対策職員、および遺体置場のスタッフに優先権を与えることができる。
- (d) 分配 公衆衛生上の緊急事態において、公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる場合には、州内に存在する所有物を迅速に占有する権利を用いて、州内に存在する抗毒素、血清、ワクチン、免疫剤、抗生物質、および他の医薬品または医療品を調達、保存または分配することができる。公衆衛生上の緊急事態により、2州以上に同時に影響が生じる場合に、抗毒素、血清、ワクチン、免疫剤、抗生物質、および他の医薬品または医療品を、その備蓄若しくは被災州間での公平かつ均等な分配を防止することを主たる目的として、公衆衛生当局が当該物品を調達することができるものとして本項を解釈してはならない。

立法経過

第 505 項、小区分(a)は N. H. REV. STAT. ANN. § 141C-17 (1996) から翻案したものである。小区分(b)は CONN. GEN. STAT. ANN. § 42-231 (West 1958) から翻案したものである。

第 506 項 補償 本法第 805 項に記載した手順および基準に準拠して、本条項の下、一時的または永久的な使用のために公衆衛生当局によって合法的に接收、または収用された全ての施設または資材の所有者に対し、州は正当な賠償金を支払うものとする。第 501 項に準じて、公衆衛生を脅かす可能性があるると判断するに足る根拠がある場合には、閉鎖、撤退、除染、または破壊した施設または資材に対する補償は行わないものとする。

第 507 項 資産の破壊 本条項の下、全ての所有物を破壊する前に、公衆衛生の予防という点で整合性がとれる実行可能な範囲内で、公衆衛生当局は、現行法および規則、または公衆衛生上の緊急事態において議会により策定された当該規則に従って、破壊された所有物に対する適切な民事訴訟を開始するものとする。当該手続きを介して、公衆衛生当局が取得した所有物は、判決が下された後、法廷が命じた場合には、破壊処分されるものとする。